

■ 伊那市議会



合併後の担当窓口：市役所（議会事務局）、各総合支所（総務課）

● 市議会

市議会は、市民の中から代表として選ばれた議員で構成され、市の条例や予算及び重要な財産の取得・処分などを決定する議決機関です。

新しい伊那市の議会議員の定数は26名です。

● 臨時議会

議員が決まると、臨時議会が行われ、議長、副議長、委員会構成が決まります。

新市の専決処分した条例、予算の承認等が行なわれます。

● 請願と陳情

どなたでも、国、地方公共団体（県、市町村）の行政等に関して請願（意見要望）をすることができます。

議会に請願書を提出する場合は、議員の紹介と所定の要件（請願者の住所、氏名等の記載）を備えて提出してください。

議会では提出された請願の内容を審議し、採択されれば、その実現に向けて国や地方公共団体等に意見書等を提出してまいります。

陳情は、議員の紹介は必要ありませんが、請願に準じて取り扱われます。

● 本会議の傍聴

本会議はどなたでも傍聴できます。事務局で受付をしてから傍聴してください。傍聴をする時は、傍聴の決まりを守っていただきます。

■ 市長・市議会議員選挙



合併後の担当窓口：市役所（選挙管理委員会事務局）、各総合支所（総務課）

現在の伊那市、高遠町、長谷村の市町村長及び議会議員は、合併の前日、平成18年3月30日で失職となります。新しい伊那市の市長及び市議会議員は、合併後50日以内に実施される選挙で決まります。選挙期日等は、新市になって最初に行われる選挙管理委員会で決定されます。

● 選挙区

新しい伊那市の議会議員の定数は26名で、新しい伊那市になって最初の選挙に限り、現在の市町村単位に選挙区を設けます。選挙区の議員定数は、伊那区域が18名、高遠区域が5名、長谷区域が3名となります。

● 投票所

投票所は、合併しても当分の間は、合併前と同じ投票所で投票することになります。

● 期日前投票

選挙当日、都合により投票所で投票ができない方は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、午前8時30分から午後8時まで期日前投票所で投票することができます。

期日前投票所は、選挙区（旧市町村）毎に設置されますので、指定された選挙区以外での期日前投票はできません。

